

自動販売機設置場所貸付に係る仕様書

1 貸付場所及び貸付面積

財産名称	所在地	貸付面積	貸付箇所	台数
松山市 愚陀佛庵	松山市二番町四丁目 6番地1	約 $870\text{mm} \times 780\text{mm} = 0.68\text{m}^2$	1階	1台

※貸付箇所は、別紙位置図を参照のこと。

2 貸付期間

令和8年7月から令和9年3月31日まで

(募集要項4(3)のとおり、延長の場合あり。ただし、最長でも令和13年3月31日まで。)

また、自動販売機は、令和8年7月22日までに設置することとし、日時の詳細は松山市と事前に調整すること。

3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者(以下「設置者」という。)の遵守事項

(1) 大きさおよびデザイン、定格消費電力

① 大きさ

おおよそ $W870\text{mm} \times D780\text{mm} \times H1,834\text{mm}$ 以内

② デザイン

愚陀佛庵の雰囲気に合わせて、ラッピングすること。色は日塗工標準色 15-30F を参考とし、柄は無地又は木目調とする。なお、ラッピング費用は設置者負担とする。また、デザインについては別途松山市と設置者で協議の上、事前にカタログ等イメージが分かるものを提示のうえ決定する。

③ 定格消費電力

650W 以下 / 1台

(2) 環境対策

① 省エネ 「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

② ノンフロン 二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とする。

(3) 安全対策

① 転倒防止 「自動販売機の据付基準」(JIS 規格)及び「自動販売機据付規準」(清涼飲料自販機協議会作成)を遵守した措置を講じるものとする。

② 営業許可 商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

③ 防犯 硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造硬貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自動販売機堅牢化基準」(日本自動販売機工業会作成)を遵守し、犯罪防止に努める

ものとする。

(4)使用済み容器の回収

①回収ボックスの設置

原則として、回収ボックス1個を自動販売機の近くに設置する。また、詳細な設置場所及び回収ボックスの大きさは、松山市と事前に協議すること。

②回収ボックスの規格

ア 素材 プラスチック製とすること。

イ 容積 回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とすること。

③使用済み容器の処理 容器包装リサイクル法(平成7年法律第112号)など、関係法令に基づいて適切に処理する。

また、回収ボックス内の使用済み容器は設置者が回収すること。

回収頻度については、事前に松山市及び指定管理者と協議すること。

(5)自動販売機の設置及び管理運営

①設置において、設置の位置、日時等、必要な事項を協議のうえ行う。また、設置した場所で支障が生じた際は、設置者の責において、移動すること。

②設置者において、商品の補充及び変更、売上金の回収及び釣銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。

③設置者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。

④設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努める他、故障時には即時対応する。

⑤商品の補充及び使用済み容器の回収時間は、松山市及び指定管理者と協議し決定する。

⑥商品に欠品が出た場合など、商品補充が必要と松山市及び指定管理者から連絡があった際は、随時早急に商品を補充すること。

4 販売商品の種類等

(1) 種類 酒類を除く飲料とする。また、ノンアルコール飲料であっても酒類を連想させる飲料(ビール、ワイン、カクテル、酎ハイ、日本酒、焼酎、梅酒等)は不可とする。

(2) 価格 標準販売価格(定価)以下とする。

(3) 容器 スクリュー式の蓋付きのものとする。

5 自動販売機設置料(使用料)

自動販売機の設置に伴う松山市行政財産の目的外使用許可に係る料金で行政財産の使用料徴収条例の規定に基づき算定した額。

ただし、使用期間が1か月に満たないときは、1か月として算定し、1年未満のときは、年間使用料の12分の1の金額を月額とする。(端数は切り捨てる。)

6 自動販売機設置料(売上手数料)

市有財産内において、契約期間、自動販売機を用い営業を行うための権利を得るために、その期間の当該自動販売機の総売上金額（消費税及び地方消費税込）に、一定の率《落札した率》を乗じた額。

7 自動販売機設置料（電気料）

設置者が自ら設置したメーター（計量法(平成4年法律第51号)に基づく検査に合格したものに限り。）により計測した使用量に基づき、算出した額。

8 費用負担

- (1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去にかかる全ての費用は、設置者が負担する。
- (2) 電気使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置者が負担する。なお、設置にあたっては、松山市担当職員の指示に従うものとする。

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して松山市担当職員の確認を受けなければならない。

10 自動販売機設置に伴う事故

松山市の責に帰することが明らかな場合を除き、設置事業者がその責を負う。

11 商品等の盗難及び破損

- (1) 松山市の責に帰することが明らかな場合を除き、松山市はその責を負わない。
- (2) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は棄損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。